

Q. 救助・捜索費の範囲は？（下山遅れも含む）

民間へのチャーター料や遭対協からの請求費用、地方連盟や当該会の救助隊の実費経費。救助時の借用装備、消耗品の弁済費用、当該会を除く救助隊の日などが交付対象。

Q. 交付の特典の5条件とは？（3倍交付）

（1）標高2,000m以下（2）標準コースタイム5時間以内（3）日帰り（4）既設登山道（5）岩、沢、雪、海外を除くという条件を満たす山行は、定められた交付率の3倍まで交付されます。ただし10口分が上限。3口登録の場合は9口、4口以上は10口。

Q. 海外の高所登山・トレッキングの交付条件は？

所属会と全国連盟海外委員会へ山行計画書の提出が必要ですが、交付内容は国内山行と同様です。5000m以上の高所登山は、入会后1年以上経過した会員が対象です。

Q. 期限月とは？

1年の期限を区切る月を全国の団体にそれぞれ割り振り、事務作業量の平均化を図っています。1年の始まりの月を更新月、終わりの月を期限月としています。

Q. 交付申請の期限は？

事故日から1年です。特別な事情のある場合には、期限内に運営委員会へご連絡下さい。1年を超える入団院は対象外です。

Q. 一度登録してから、途中で口数を増やせますか？

途中で口数を増やせますが、残りの月数に関わりなく1口1,000円の計算です。増し口には月割計算の対応はありません。

Q. 交付回数の制限は？

年2回まで交付申請できます。期限月の翌月1日を起点にして、交付の申請日で回数をカウントします。

ポイント
特長

1

会員のための互助制度

労山会員の寄付金を基に登山事故に備える互助制度です。

2

団体を基礎にした運営

この制度の運営は日本勤労者山岳連盟が行います。参加申し込みや交付の申請は加入団体を通じて行います。

3

任意の口数で登録

寄付金は1口1000円とし、任意の口数で登録できます。

4

登山口から下山口まで、山行中の事故に交付

「労山新特別基金」は、山行期間中の事故が交付対象です。

5

継続加入で、救助・捜索の交付率が加算

救助・捜索の交付率は初年度300倍ですが、加入の継続で、年々10倍ずつ交付率が加算され、最高400倍までの補償が受けられます。

6

死亡・行方不明、入院・通院にも交付

「労山新特別基金」は、救助・捜索のほか、死亡、行方不明にも対応。入院は3日～210日まで、1日につき最高8,000円、通院は3日～50日まで、1日につき最高4,000円。

7

条件を満たせば3倍交付の特典

条件を満たすハイキング・軽登山の場合には、定められた交付率の3倍を交付します。ただし、通常交付の10口分を交付の上限額とします。

8

人工壁、海外登山の事故にも適用

人工壁でのトレーニング、海外高所登山の事故にも適用されます。

9

病気にも対応

登山中の急病による事故にも対応します。

遭難対策のための
労山新特別基金制度

のご案内（個人）

「労山新特別基金」は、会員の寄付による登山中の事故を救済する会員のための互助制度です。救助・捜索やケガ、急病などを対象にしています。



みんなが参加し安心と安全の充実を



日本勤労者山岳連盟

寄付金登録申込

1口1,000円1口から任意の口数で登録できます
注：期限月まで10ヵ月未満は、1口を月100円で計算
期限月は、Q&Aを参照

登録期間

1年間（新規は期限月まで）

交付内容

● 救助・捜索

初年度、登録金額の300倍まで交付（実費）
（継続登録の場合は、1年ごとに10倍ずつ加算し、最高400倍まで交付）

● 入院

事故日から1年以内、3日～210日の入院に対し、1日目より日数分の所定金額を交付

※所定金額は下記の交付金精算の目安の表によります。

● 通院

事故発生日から1年以内、3日～50日の通院に対し、1日目より日数分の所定金額を交付

● 死亡・行方不明

登録金額の200倍を交付

交付金精算の目安 《個人》

口数	寄付金	入院（日額）	通院（日額）
1口	1,000円	800円	400円
2口	2,000円	1,600円	800円
3口	3,000円	2,400円	1,200円
4口	4,000円	3,200円	1,600円
5口	5,000円	4,000円	2,000円
6口	6,000円	4,800円	2,400円
7口	7,000円	5,600円	2,800円
8口	8,000円	6,400円	3,200円
9口	9,000円	7,200円	3,600円
10口以上	10,000円以上	8,000円	4,000円

※(2015年度の寄付金の実績による。)

交付例

年間5口5,000円を登録した場合

● 救助・捜索費用の補償上限額

登録初年度 ----- 1,500,000円まで
継続11年目以降では ----- 2,000,000円まで

※継続2年目から1年ごとに10倍（50,000円）
加算。ただし、実費経費の範囲。

● 死亡・行方不明

1,000,000円（5,000円×200倍）

● 入院1日につき

4,000円（1口800円×5口）

● 通院1日につき

2,000円（1口400円×5口）

交付金が支払われない場合

※無届山行

※事故一報が事故発生日より30日以上経過したもの

※交付申請が事故発生日より1年以上経過したもの

※交通事故および交通機関の事故



事故発生から交付までの流れ

所属する会・クラブに計画書を提出
（海外登山は、全国連盟海外委員会にも提出する）

事故が発生したら

事故一報（事故日から30日以内）
全国連盟にFAXやメールで事故を通知

事故一報の受理
運営委員会が団体に申請書類を送付

● 3日以上入院、通院が
それぞれあった場合
● 救助・捜索費用が発生した場合
交付の申請
（事故日から1年以内）

<必要書類>
入・通院の場合は、日
数を証明する書類。
団体が受理した山行
計画書（写し）などほか

運営委員会にて申請を審査

団体に認定書、交付金の送付

参加登録のご案内

いつでも登録でき、登録受理日から交付対象です。
新特別基金に登録を希望される方は、所属する団体の担
当者にお申し込み下さい。不明な点もお尋ねください。

日本勤労者山岳連盟
新特別基金制度運営委員会
事務局

〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-24

電話 03-3260-6331

FAX 03-3235-4324

E-mail : kikin@jwaf.jp